令和６年度　給食食材（奥州市産）の放射性物質測定の結果について

測定した結果は下表のとおりであり、食品衛生法上の基準値を下回りました。

＊調理施設：胆沢学校給食センター

＊配食対象校：胆沢地域及び衣川地域の全小中学校

使用予定日	使用食材 （奥州市産）	放射性セシウム 測定結果
3 月 4 日	こまつな	不検出
3 月 10 日、11 日	しいたけ	不検出
3 月 3 日	なばな	不検出
3 月 5 日	かぶ	不検出
3 月 6 日、11 日	ちんげんさい	不検出
3 月 10 日	ほうれんそう	不検出
2 月 4 日、12 日	はくさい	不検出
2 月 3 日、10 日	しいたけ	不検出
2 月 14 日	なばな	不検出
2 月 7 日	えさしリンゴ	不検出
1 月 9 日、14 日、21 日、22 日、23 日、24 日、27 日、28 日、30 日	だいこん	不検出
1 月 10 日、15 日、23 日、27 日、28 日、30 日、31 日	ねぎ	不検出
1 月 9 日、14 日、23 日、29 日	はくさい	不検出
1 月 15 日	ちんげんさい	不検出
12 月 5 日、13 日	だいこん	不検出
12 月 3 日、4 日、5 日、6 日、9 日、10 日	ねぎ	不検出
12 月 2 日、10 日	はくさい	不検出
12 月 4 日	こまつな	不検出
12 月 2 日、5 日、10 日	しいたけ	不検出
12 月 2 日、6 日	ぴーまん	不検出
11 月 18 日、20 日、22 日	だいこん	不検出
11 月 22 日、29 日	はくさい	不検出
11 月 25 日、28 日	じゃがいも	不検出
11 月 29 日	しいたけ	不検出
11 月 8 日、15 日、19 日、25 日、28 日	ぴーまん	不検出
11 月 5 日、7 日、8 日、11 日、21 日、22 日、26 日、	ねぎ	不検出

使用予定日	使用食材 （奥州市産）	放射性セシウム 測定結果
29 日		
11 月 15 日、21 日	リンゴ	不検出
10 月 7 日、9 日	ぴーまん	不検出
10 月 1 日、3 日、4 日、8 日、10 日、11 日、15 日	ねぎ	不検出
10 月 1 日、7 日、11 日	なましいたけ	不検出
10 月 1 日	かぼちゃ	不検出
10 月 4 日	リンゴ	不検出
10 月 1 日、8 日	たまねぎ	不検出
9 月 2 日、9 日、26 日	ぴーまん	不検出
9 月 20 日	あかぴーまん	不検出
9 月 3 日、5 日、11 日、17 日、19 日	ねぎ	不検出
9 月 5 日	なましいたけ	不検出
9 月 20 日	かぼちゃ	不検出
9 月 6 日、10 日、18 日、20 日	じゃがいも	不検出
8 月 27 日	じゃがいも	不検出
8 月 21 日	とまと	不検出
8 月 20 日	ゆうがお	不検出
8 月 20 日、21 日	たまねぎ	不検出
8 月 21 日、28 日	ぴーまん	不検出
8 月 20 日、22 日、23 日、26 日、28 日	ねぎ	不検出
8 月 28 日	なす	不検出
7 月 10 日、17 日、18 日	しいたけ	不検出
7 月 1 日、4 日、12 日、16 日	きゅうり	不検出
7 月 2 日	ブルーベリー	不検出
7 月 2 日、4 日、5 日、8 日、18 日、19 日	たまねぎ	不検出
7 月 2 日、3 日、10 日、12 日、18 日	ぴーまん	不検出
6 月 3 日、6 日、14 日、18 日、24 日、25 日	しいたけ	不検出
6 月 5 日、10 日、13 日、17 日、26 日、27 日	きゅうり	不検出
6 月 3 日、17 日、20 日、21 日、28 日	ぴーまん	不検出
6 月 17 日、18 日、19 日、20 日、21 日、25 日、26 日、28 日	たまねぎ	不検出
5 月 24 日	ぴーまん	不検出
4 月 8 日、9 日、22 日、26 日	しいたけ	不検出

使用予定日	使用食材 （奥州市産）	放射性セシウム 測定結果
4 月 8 日、12 日、16 日、18 日、23 日、25 日、30 日	ねぎ	不検出

※　測定結果について、「不検出」としている場合は、測定下限値未満であることを示します。

※　本測定は、HIDEX 社製　トライアスラーベクレルファインダーを使用し、測定下限値を放射性セシウム合計 20Bq／kg に設定して測定しております。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕

放射性セシウム 134 と放射性セシウム 137 の合計値。

食品区分	含まれる食品区分	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶。	10 Bq／kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令 52 号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料。	50 Bq／kg
牛乳	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの。	50 Bq／kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの。	
一般食品	上記以外の食品。	100 Bq／kg